松江市　公園施設長寿命化計画

令和 ６ 年 ３ 月　策定

令和 ７ 年 ３ 月　改定

島根県 松江市 都市整備部 公園緑地課

１．都市公園整備状況

（　2024 年 3 月末時点　）

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
157	215.56ｈａ	10.96 ㎡

２．計画期間（西暦）　〔　　2024 年度　～　2033 年度（10 箇年）　〕

３．計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	動植物	墓園	都緑・緑道	広場	歴史	風致	その他	合計
87	4	1	3	2	1	1	41	12	1	1	2	156

②選定理由

（　計画対象公園は、「都市公園法第２条に基づく都市公園のうち松江市公園緑地課が主たる管理をおこなう公園」と「普通公園のうち特に大規模な公園」と設定する。）

４．計画対象公園施設

①対象公園施設数

（ 2025 年 3 月末時点 ）

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1326	239	1298	498	451	117	375

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
6,784	-	-	11,088

②これまでの維持管理状況

（　日常点検に関しては職員および公園の指定管理者による定期的に行うと共に利用者等からの情報により、破損部の修復や消耗部品の交換等、施設の修繕を実施している状況である。また以下の施設はそれぞれ定められた基準に則った年 1 回の定期点検を実施している。

・遊具：遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014 に基づく点検（委託業者）

・キュービクル：法定点検（電気主任技術者）

・浄化槽：法定点検（島根県浄化槽普及管理センター）

　これらの点検によって問題のある箇所が見つかった際には修繕･更新･撤去等の判断の上、健全度および緊急度の高いものから順次対策を実施している。）

遊具に関しては、概ね年に 1 回の点検を実施し JPFA-S の基準に照らし合わせた健全度の判定を行っている。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

松江市は平成 25 年度に「松江市都市公園施設長寿命化計画」を策定し、公園施設の安全性、機能保全、ライフサイクルコストの縮減、対応年数の延伸に取り組んできた。

このたび現行計画の最終年を迎えたことから次期計画の策定を行う。対象とする施設は先の長寿命化計画と同様に全公園施設とする。ただし以下に属する施設は対象外とする。

・植栽
・占用施設
・目視不可能な施設（暗渠排水管、給水管、下水管、電線管など）
・美保関総合運動公園「多目的広場」の遊具（松江市教育委員会の管理）

④計画策定の内容

2023 年度：松江市公園緑地課が管理する公園施設全般
2024 年度：松江市スポーツ課が管理する公園内のスポーツ施設

５．健全度を把握するための点検調査結果の概要

●点検調査実施時期と期間：　2023 年 9 月　～　2024 年 3 月
2024 年 11 月　～　2025 年 3 月

●点検調査体制

調査内容	点検者資格等	指針・判定基準等
公園一般施設調査	公園施設製品安全管理士 公園施設製品整備技士	公園施設長寿命化計画策定指針 ＪＰＦＡ専門技術者必携
公園土木施設調査	一級土木施工管理技士	公園施設長寿命化計画策定指針 土木工事共通仕様書
建築物調査	特定建築物調査員 一級建築士 建築設備士	建築基準法第 12 条
遊戯施設調査	（定期点検結果を参照）	遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2014

給排水設備調査	一級管工事施工管理技士 給水装置工事主任技術者 一級建築士 建築設備士	水道法 浄化槽法 建築基準法第 12 条
電気設備調査	一級電気工事施工管理技士 一級建築士 建築設備士	日本照明工業会ＪＬＡ1018 日本配電制御システム工業会技術資料 建築基準法第 12 条
体育施設調査	公認上級スポーツ施設管理士 10 年以上の実績者	屋外スポーツ施設の建設指針

●点検調査方法

目視、打診、触診などの簡易的な診断を行い、摩耗状況や変形、経年変化などを確認する劣化診断と、遊具の形状などを確認する診断を実施した。

●健全度判定　（施設）

種別		健全度判定				備考
		A	B	C	D	
園路広場	(1326)	0	1286	40	0	橋梁・トンネルは島根県の定期点検要領をもとに点検を実施
修景施設	(239)	0	217	22	0	
休養施設	(1298)	3	751	515	29	
遊戯施設	(498)	14	383	94	7	既往の定期点検結果を参照
運動施設	(451)	8	368	75	0	
教養施設	(117)	0	115	2	0	
便益施設	(375)	1	232	120	22	
管理施設	(6784)	12	5943	788	41	計画対象施設のおよそ6割を占める

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

表 － 健全度集計

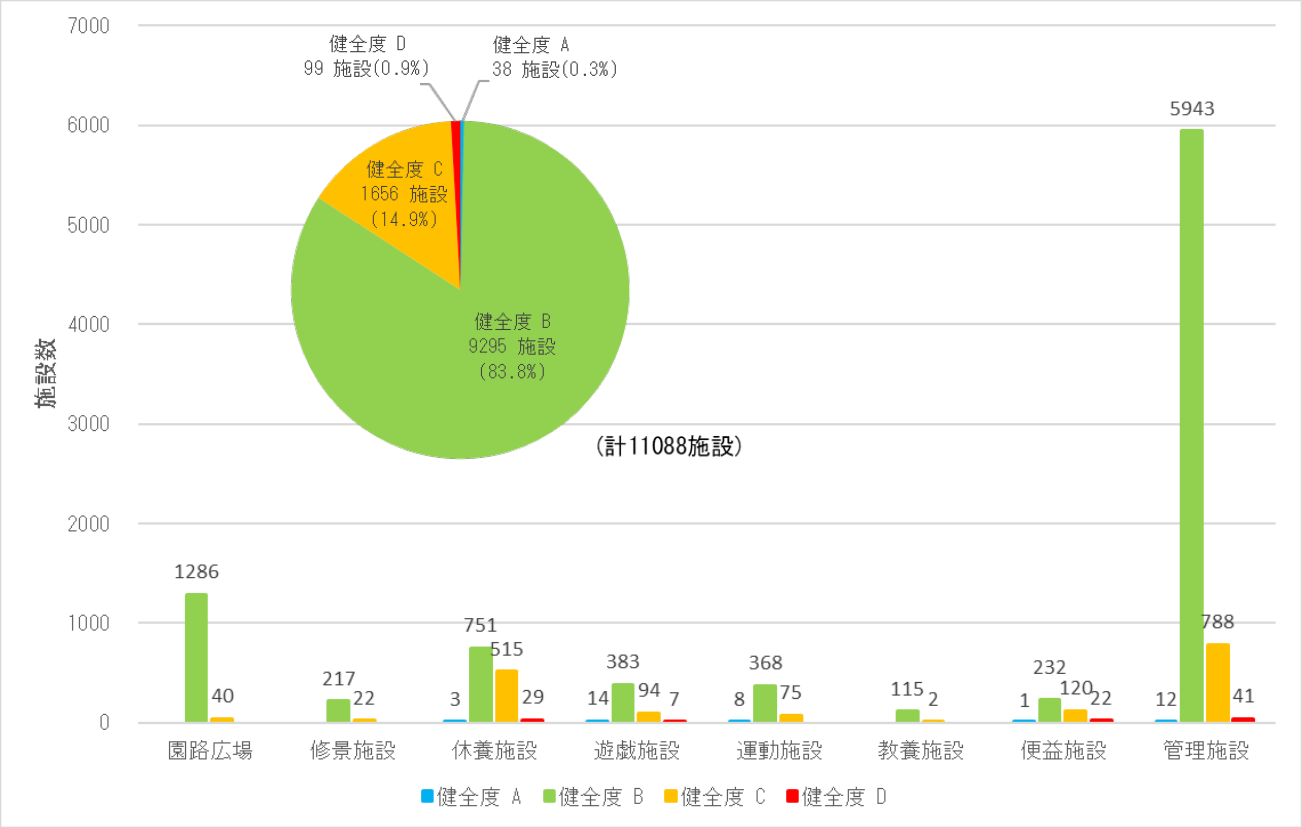

●健全度評価総評

・健全度Ａは供用開始から間もない施設等、劣化の生じていない施設が該当する。

・健全度Ｂが全体の８割以上を占めており大半の施設が継続使用できる状況である。

・健全度Ｃの施設の・内ハザードが生じる可能性の高いものに対して使用禁止措置をとった。

・健全度Ｄの施設に対して使用禁止措置をとった。

●建築物の健全度について

・便所棟や管理棟などの建築物に関しては、今回調査を実施した「目視、打診、触診」程度の軽微な検査では精密な健全度の診断は困難であるため、精密点検の必要性を提示している。

・躯体の劣化防止と内部機器の保全を満足するには雨水の侵入を防ぐことが肝要であり、健全度調査・計画立案ともに屋根の維持管理を最も重要視すべき要素に設定した。

６．対策の優先順位の考え方

施設の緊急度を国交省の「公園施設長寿命化計画策定指針」に則って判定し、個別に検討を行った。

緊急度判定において考慮すべき事項として「ハザード発生の可能性」を最優先としつつ、「公園の利用頻度（近隣に保育園や学校等がある等）」や「利用者が滞留する施設か（四阿・シェルター等）」を設定し、判定の指標とした。

またスポーツ施設においては上記の方針に加え、2030 年度予定の国民スポーツ大会の競技会場に選定されている施設について、より対策を優先するものとした。

備考）個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

７．対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、松江市職員もしくは公園の指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判定する。

(1)遊具等

・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

(2)キュービクル、浄化槽等

・日常点検及び年 1 回実施する法定点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・施設の劣化や損傷を把握した場合、関係施設を含めて利用禁止の措置を行う。
・同年に実施する法定点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
・各種設備の基盤となる施設であるため速やかに対策を講じる。

(3)スポーツ施設

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
・対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
・競技前、競技後にも点検し、競技規則を満たすように維持管理する。

(4)上記以外の施設

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考）公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1．予防保全型に類型した施設

・出来るだけ健全度がＢ時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

・事・予の類型は、現状、松江市が実施している維持管理状況を勘案し、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

・使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.4 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.8 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.2 倍を基本とする。

▼ 遊具、設備等

・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

・コンクリートを主要部材とする遊具に関しては、施設の劣化に対する予防保全的な対策が実質的に不可能であるため、例外的に事後保全型施設として取り扱う。

▼ 建築物等

・建築物については 10 年に 1 回以上の長寿命化健全度調査を実施し、管理者による日常・定期点検を充実させる。これらの調査・点検により施設の劣化損傷状況を確認し、健全度調査として活用する。

・雨漏りが生じると建築物本体と屋内施設の両方が冒されてしまうため、屋根材を建築物の長寿命化における主要部材として設定し、計画的な屋根防水の修繕・更新によって建築全体の長寿命化を図る。

▼ スポーツ施設

・スポーツ施設については 10 年に 1 回以上の長寿命化健全度調査を実施し、管理者による日常・定期点検を充実させる。これらの調査・点検により施設の劣化損傷状況を確認し、健全度調査として活用する。

・部品交換、清掃、砂類の補充といった定期的なメンテナンスを継続し長寿命化を図る。

・スポーツ施設の改修は大規模な工事となる場合があることから、日頃の動員数や競技会場としての利用状況等をふまえ、施設毎に効果的かつ効率的な整備を計画する。

２．事後保全型に類型した施設

・維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を考える。

・使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1 倍を基本とする。

備考）点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

８．都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式１「総括表」、様式２「都市公園別」、様式３「公園施設種類別現況」）による

９．対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	3,599,832	千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,482,318	千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,117,514	千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	359,983	千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式１、様式２との整合に留意）。

１０．計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における 10 年間でのライフサイクルコスト縮減額は 13,427 千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

１１．計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔　　2028 年度　　〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。